

学校施設管理非常勤職員設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市教育委員会非常勤職員に関する規則（昭和63年川崎市教育委員会規則第3号。以下「規則」という。）及び「川崎市教育委員会非常勤職員に関する取扱要領」（平成17年3月3日付け16川教庶第1274号。以下「要領」という。）に基づき、学校施設管理非常勤職員について、必要な事項を定めるものとする。

(種別及び職務)

第2条 学校施設管理非常勤職員は、要領第2条第2号に規定する第2種非常勤職員とし、次の各号に掲げる職務に従事する。

- (1) 校地及び校舎の清掃、整備及び美化に関すること。
- (2) 校地及び校舎の安全管理に関すること。
- (3) 設備の安全及び営繕に関すること。
- (4) 校務連絡及び庶務的業務に関すること。
- (5) 非常災害及び事故等の緊急業務に関すること。

(任用)

第3条 学校施設管理非常勤職員は、前条に掲げられる職務の遂行能力があると認められる者から、教職員課長が選考し、庶務課長の合議を経て総務部長の決裁を受けなければならない。

2 学校施設管理非常勤職員の任期は、原則として1年以内とする。

(定数)

第4条 学校施設管理非常勤職員の定数は、88名とする。

(身分及び任用の更新)

第5条 学校施設管理非常勤職員の身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤とする。

2 学校施設管理非常勤職員の任用の更新は、規則第5条の規定による。

(退職)

第6条 学校施設管理非常勤職員は次の各号のいずれかに該当するときは、その日をもって退職する。

- (1) 任用期間が満了した日
- (2) 退職を願い出て承認があった日
- (3) 川崎市職員の定年等に関する条例（昭和59年川崎市条例第38号）及び職員の定年等に関する条例（昭和58年神奈川県条例第28号）の適用を受け、退職した者又は勸奨を受けて退職した者（以下「再雇用非常勤職員」という。）にあつては、満65歳に達した日以降における最初の3月31日
- (4) 死亡したとき

(守秘義務)

第7条 学校施設管理非常勤職員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(勤務日及び勤務時間等)

第8条 学校施設管理非常勤職員の勤務日は、土曜日、日曜日を除いた週4日で所属長の指定した日とする。ただし、定時制高等学校に勤務する学校施設管理非常勤職員の勤務日は、週5日とする。

2 前項の規定により所属長の指定した日が、国民の祝日に関する法律（昭和29年法律第178号）に規定する休日、1月2日及び同月3日、12月29日から同月31日までと重なった場合は、その日については勤務を要しない日とする。

3 所属長が勤務を要しない日に勤務を命じた場合は、当該勤務を行った日から起算して2週間以内にある当該非常勤職員の勤務日を、勤務を要しない日に変更するものとする。

4 学校施設管理非常勤職員の勤務時間は、原則として午前8時00分から午後4時15分までとする。ただし、定時制高等学校に勤務する学校施設管理非常勤職員の勤務時間は、原則として午後2時12分から午後9時00分までとする。

なお、学校施設管理非常勤職員の1週間の勤務時間数は、全ての校種で29時間とする。

5 前項の1日の勤務時間については、所定の勤務時間の途中に休憩時間を置くものとする。また、必要な場合は1日の勤務時間が定時制高等学校は5時間48分、小学校、中学校、全日制、高等学校、特別支援学校は7時間15分を超えない範囲内で、あらかじめ所属長が指定した時間に変更することができる。

(年次有給休暇)

第9条 学校施設管理非常勤職員に対して、別表第1に掲げる区分に応じた年次有給休暇を、原則として1日を単位に付与することができる。ただし、4月1日から翌年3月31日までの期間（以下「会計年度」という。）の途中で任用された学校施設管理非常勤職員については、その会計年度内において任用期間に応じて別表第2に規定する日数を付与することができる。

2 第5条の規定に基づき、任用が更新された場合において、前年度（直近1年度に限る。）に付与した年次有給休暇の日数のうち使用しなかった日数がある場合は、当該年度に限り繰り越すことができる。

(特別休暇)

第10条 学校施設管理非常勤職員に対して、年次有給休暇のほか、次の各号のいずれかに該当する場合に特別休暇を付与することができる。

(1) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難である場合

(2) 地震、水害、火災その他の災害による嘱託員の現住所の滅失又は損壊

(3) 地震、水害、火災その他の災害時において退勤途上における事故発生防止のための措置

(4) 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会

その他の官公署への出頭

- (5) 選挙権その他公民としての権利の行使
 - (6) 忌引
 - (7) 骨髄移植のための骨髄液の提供
 - (8) 夏季における健康保持
 - (9) 負傷又は疾病（予防接種による著しい発熱等を含む。）
 - (10) 嘱託員の出産
 - (11) 女性嘱託員の生理
 - (12) 嘱託員の育児
 - (13) 子の看護
 - (14) 短期の介護
 - (15) 嘱託員の介護
 - (16) 妊産婦である女性嘱託員が、母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合
 - (17) 妊娠中の女性嘱託員が、通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合
 - (18) 妊娠中の女性嘱託員が、当該女性嘱託員の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合
- 2 前項第1号から第9号までの特別休暇は、有給とする。
- 3 第1項第10号から第18号までの特別休暇は、無給とする。
- 4 第1項第1号から第7号まで及び第10号から第12号までの特別休暇の期間等は、正規職員の例による。ただし、第11号の特別休暇の期間については、女性嘱託員が請求した期間とする。
- 5 第1項第16号から第18号までの特別休暇の期間等は、正規職員の職務に専念する義務の免除の例による
- 6 第1項第8号の特別休暇は、7月1日から9月30日までの間において次の日数を付与するものとし、その他の要件については正規職員の例による。

1週間の勤務日数	付与日数		
	7月以前任用	8月以前任用	9月任用
5日	5日	3日	2日
4日	4日	3日	2日

- 7 第1項第9号の特別休暇は、ひとつの任用期間において、次の日数を上限として付与できるものとし、その他の要件については正規職員の例による。

1週間の勤務日数	任用期間ごとの上限日数
	5日

4 日	7 日
-----	-----

8 第1項第13号の特別休暇は、ひとつの任用期間において、次の各号に掲げる日数を上限として付与できるものとし、その他の要件については正規職員の例による。

(1) 養育する9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。）が1人の場合

	任用期間ごとの上限日数
1週間の勤務日数	6箇月を超える期間
5 日	7 日
4 日	5 日

(2) 養育する9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。）が2人以上の場合

	任用期間ごとの上限日数
1週間の勤務日数	6箇月を超える期間
5 日	10 日
4 日	7 日

9 第1項第14号の特別休暇は、ひとつの任用期間において、次の各号に掲げる日数を上限として付与できるものとし、その他の要件については正規職員の例による。

(1) 要介護者が1人の場合

	任用期間ごとの上限日数
1週間の勤務日数	6箇月を超える期間
5 日	5 日
4 日	4 日

(2) 要介護者が2人以上の場合

	任用期間ごとの上限日数
1週間の勤務日数	6箇月を超える期間
5 日	10 日
4 日	7 日

10 第1項第15号の特別休暇は、要介護者の介護をする非常勤職員であって、要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態にある間（以下「要介護者各々に係る一の要介護期間」という。）に初めて当該休暇の承認を請求した時点において、次のいずれにも該当するものに対して、要介護者各々に係る一の要介護期間において連続する93日（当該期間に係る介護を必要とする一の継続する状態となった日前において当該非常勤職員が当該要介護者についてこの号の休暇を使用したことがある場合にあっては、93日からその使用の状況を考慮して別に定める日数を差し引いた日数）の範囲内の期間で付与することができるものとし、その他の要件は別に定めるもののほか、正規職員の例による。

- (1) 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上であるもの
- (2) 要介護者各々に係る一の要介護期間において初めてこの号の休暇を使用しようとする日から起算して93日を経過する日を超えて特定職に引き続き在職することが見込まれるもの（当該日から1年を経過する日までの間に、その任期が満了し、かつ、当該任期が更新されないこと及び特定職に引き続き採用されないことが明らかであるものを除く。）
- (3) 1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上であるもの

11 前10項の規定にかかわらず、その他特別な事由により勤務しないことが相当であると認められる場合は、特別休暇を付与することができる。

12 前項の特別休暇の取り扱いは、教育長が別に定める。

（育児休業）

第11条 非常勤職員は、教育長の承認を受けて、当該非常勤職員の子を養育するため、育児休業をすることができるものとし、その他の要件については川崎市職員の育児休業等に関する条例（平成4年川崎市条例第2号）における非常勤職員の例による。

（部分休業）

第12条 教育長は、非常勤職員が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該非常勤職員がその子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）について勤務しないことを承認することができるものとし、その他の要件については川崎市職員の育児休業等に関する条例における非常勤職員の例による。

（報酬）

第13条 学校施設管理非常勤職員には、第1種報酬及び第2種報酬を支給する。

2 第1種報酬の月額額は、次のとおりとする。

勤務時間	午前8時00分から 午後4時15分まで (7時間15分勤務)	午後2時12分から 午後9時00分まで (5時間48分勤務)
1週間の勤務日数		
5日		170,000円

4	日	170,000円	
---	---	----------	--

- 第2種報酬の額は、川崎市教育委員会非常勤職員に関する要領第15条第3項及び第4項に定めるところによる。
- 前各項に規定する第1種報酬及び第2種報酬の支給方法は、正規職員の例による。

(月の中途任用又は退職等の場合の第1種報酬)

- 第14条 学校施設管理非常勤職員が月の途中において任用された場合の当該月の第1種報酬額は、当該月の初日から任用日の前日までの間の本来勤務すべき日数に1日の勤務時間数を乗じて得た額に、第16条に定める勤務1時間当たりの第1種報酬額を乗じて得た額を前条第2項の第1種報酬月額から減額する。
- 学校施設管理非常勤職員が月の中途において退職した場合の当該月の第1種報酬額は、退職日の翌日から当該月の末日までの間の本来勤務すべき日数に1日の勤務時間数を乗じて得た額に、第16条に定める勤務1時間当たりの第1種報酬額を乗じて得た額を前条第2項の第1種報酬月額から減額する。ただし、死亡退職の場合は、全額支給するものとする。

(第1種報酬の減額)

- 第15条 学校施設管理非常勤職員が勤務日に勤務しないときは、有給の休暇を取得している期間を除き、その勤務しない1時間につき、次条に定める勤務1時間当たりの第1種報酬額を、第13条第2項に定める第1種報酬月額から減額して支給する。

(勤務1時間当たりの第1種報酬額)

- 第16条 学校施設管理非常勤職員の勤務1時間当たりの第1種報酬額は、1,353円とする。

(費用弁償)

- 第17条 学校施設管理非常勤職員がその職務のため出張するときは、川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例(昭和22年川崎市条例第12号)第5条第2項及び第3項の規定に基づき、川崎市旅費支給条例(昭和22年川崎市条例第21号)別表の4等級に相当する旅費又は川崎市職員の市内出張旅費に関する規則(昭和37年川崎市条例第50号)の規定による旅費を費用弁償として支給する。
- 前項の費用弁償の支給方法は、正規職員の例による。

(社会保険の適用)

- 第18条 学校施設管理非常勤職員に対する社会保険の適用については、健康保険法(大正11年法律第70号)、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)、雇用保険法(昭和49年法律第116号)及び介護保険法(平成9年法律第123号)の定めるところによる。

(公務災害等の補償)

- 第19条 学校施設管理非常勤職員の公務上の災害又は通勤による災害の補償は、労働者災害補償保

険法（昭和22年法律第50号）の定めるところによる。

- 2 学校施設管理非常勤職員が公務上の災害又は通勤による災害を受け、勤務日に勤務しない場合、当該期間に対する第1種報酬及び第2種報酬は支給しない。

（健康診断）

第20条 学校施設管理非常勤職員には、正規職員に準じて健康診断を実施する。

（定めのない事項）

第21条 この要綱に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他関係法令の定めるところによる。

（委任事項）

第22条 この要綱の施行について必要な事項については、その都度所属長が定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

この改正要綱は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

第11条第2項及び第14条の規定については、平成19年4月1日任用から適用するものとする。

附 則

（施行期日）

この改正要綱は、平成20年4月1日から施行する。

（任用期間に関する経過措置）

- 2 次の表の左欄に掲げる日に生まれた者における第6条第3項の規定の適用については、同項中「満65歳」とあるのは、同表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

昭和22年4月1日以前に生まれた者	満63歳
昭和22年4月2日から昭和24年4月1日までの間に生まれた者	満64歳

附 則

（施行期日）

この改正要綱は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第10条第5号中裁判員に関する部分は、平成21年5月21日から施行する。

附 則

（施行期日）

この改正要綱は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この改正要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この改正要綱は、平成22年6月30日から施行する。

(経過措置)

- 2 この改正要綱の施行の日前に使用された改正前の要綱の規定による子の看護を事由とする特別休暇の取扱いについては、改正後の要綱の規定による子の看護を事由とする特別休暇として使用したものとみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正要綱は、平成23年4月1日から施行する。

別表第1 (第9条関係)

1週間の勤務日数	勤続年数ごとの休暇日数				
	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
5日	10日	11日	12日	14日	16日
4日	7日	8日	9日	10日	12日

別表第2 (第9条関係)

1週間の勤務日数	任用月ごとの休暇日数						
	4月～9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
5日	10日	5日	4日	3日	2日	2日	1日
4日	7日	3日	3日	2日	2日	1日	1日

附 則

(施行期日)

この改正要綱は、平成24年4月1日から施行する。